

国立市企業誘致促進事業

誘致企業指定審査基準（公表用）

I. 資格審査

1. 審査の方法

指定企業申請書類に基づいて、企業誘致推進本部で資格の確認を行う。申請者が資格要件を満たしていた場合には、市長は誘致企業審査委員会に対し指定ランク等の審査について諮問する。

2. 審査の項目

申請者は、市長が特に認める場合を除き、条例等で定めた資格要件を満たしている必要がある。なお、資格要件を満たしていることが確認できない場合には、失格とする。

【指定企業の資格要件】

項目	区分	内容
地域		市が定めた産業誘導地域のいずれかに該当すること。 （産業誘導地域とは、都市計画法上の用途地域で、準工業地域、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域をいう。）
分野		市が定めた事業分野のいずれかに該当する企業であること。 （事業分野とは、ア. 文学・芸術・教育関連 イ. 学術・商品開発研究関連 ウ. 生活文化関連 エ. 情報・通信関連 オ. 新製造技術関連 カ. スポーツ・健康関連 キ. 縫製・ファッション関連 ク. 新エネルギー・省エネルギー関連 ケ. バイオテクノロジー関連をいう。）
業種		市が定めた事業業種のいずれかに該当する企業であること。 （事業業種とは、ア. 製品の製造、加工又は修理に係る事業 イ. 情報通信に係る事業 ウ. 卸売に係る事業 エ. 開発研究等を行う事業をいう。）ただし、条例第5条第2項に規定する企業は除く。
規模		市が定めたどちらかの規模を満たしていること。
	事業用地の面積	中小企業は500㎡以上。その他の企業は1,000㎡以上であること。
	投下固定資産額	中小企業は1億円以上。その他の企業は2億円以上であること。
雇用		中小企業は、常用雇用者数が10人以上、又は雇用者総数が30人以上。その他の企業は、常用雇用者数が20人以上、又は雇用者総数が50人以上であること。
環境		地域特性に適合し、事業に関し環境の保全に必要な措置が講じられていること。
法令		立地する企業の事業施設、事業内容が、適用を受ける法令等に適合していること。
納税		国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。

【指定企業誘致協力者の資格要件】

項目	内容

賃貸借関係	指定企業申請者との土地及び建物の賃貸借関係が明らかなこと。
納税	国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。

II. 指定ランク等の審査

国立市誘致企業審査委員会は、市長からの諮問に応じ、資格審査に合格した指定企業申請者が提出した関係書類に基づいて指定ランク等を決定し、その審査結果を市長に答申する。

1. 審査の方法

(1) 各委員による個別評価

指定企業申請書類に基づいて各委員が評価項目ごとに評価を行う。

(2) 委員会での指定ランク等の審査

各委員の評価や意見等を集約し、委員会として指定ランク等を決定する。

また、委員会で必要があると認めた場合には、市長に答申する審査結果に意見等を付すことができる。

(3) 審査期間

審査期間は、市長から諮問を受けた日から概ね30日以内を基準とする。ただし、審査委員会が協議継続を決定した場合にはこの限りでない。

2. 評価の項目

評価項目は、国立市企業誘致促進条例施行規則第4条別表第1に基づき、以下のとおりとする。

(1) 事業内容に関する審査

評価項目	主 な 内 容	審査項目	関係書類
事業の優良性	*資金計画を含む事業計画の妥当性、事業の安定性や継続性、事業の先駆性や創造性及び本社機能であるか、自社所有であるかなど市の財政効果などに関して総合的に評価する。 *その他評価すべき事項	1. 事業計画の妥当性	* 事業計画の概要書 * 会社の事業実績報告書
		2. 事業の安定性、継続性	
		3. 事業の先駆性、創造性	
		4. 市の財政効果（法人市民税、固定資産税等）	
		5. その他	
市民の生活環境に及ぼす影響	*事業実施により想定される環境負荷や市民生活の利便性向上効果、緑地保全や省エネ策、CO2削減策などに関して総合的に評価する。 *その他評価すべき事項	1. 環境対策（緑化、CO2削減等）	* 事業計画の概要書 * 会社の事業実績報告書
		2. 省エネ対策（LED、ソーラ等）	
		3. その他	
地域経済活性化に及ぼす影響	*新規進出企業であるか、また事業規模や投下資本による地域雇用創出効果や経済効果などに関して総合的に評価する。 *その他評価すべき事項	1. 地域雇用効果（障害者、高齢者を含む）	* 事業計画の概要書 * 会社の事業実績報告書
		2. 事業規模による経済効果	
		3. その他	
市民の地域活	*地域支援事業や社会奉仕活動、学	1. 地域支援、貢献活動	

動等に及ぼす影響	習支援活動の実績などに関して総合的に評価する。 *その他評価すべき事項	2. 地域経済団体への貢献	
		3. その他	

(2) 企業に対する審査

評価項目	内 容		関係書類
企業の経営状況	*経営の健全性、企業格付け、ISO取得、会社イメージなどに関して総合的に評価する。 *その他評価すべき事項	1. 総合的評価 (経営の健全性等)	*会社の決算状況
		2. その他	

(3) 評価項目別評価表：様式1

評価項目ごとの評価表は、標準配点に対する評価点方式とし、各委員が作成する。なお、この評価項目別評価表は、審査委員会が指定ランク等を決定する際の内部資料とする。

- ① 標準配点は、評価項目ごとに10点から30点とし、5項目合計で100点とする。

評価項目	標準配点
事業の優良性	30点
市民の生活環境に及ぼす影響	15点
地域経済活性に及ぼす影響	30点
市民の地域活動等に及ぼす影響	15点
企業の経営状況	10点

- ② 評価項目ごとに総合的な評価を行い、項目別評価点を以下のとおりとする。

計算方式

評価項目ごとに標準配点を上限として、1点刻みで自由に配点し評価点とする。

*合計評価点は100点を満点とする。

- ③ 評価項目別評価点の合算値を合計評価点とする。

(4) 評価項目別総合評価表：様式2

各委員が個別に行った評価項目ごとの評価項目別評価表は事務局で作成し、委員会での協議用資料とする。この評価項目別総合評価表は、審査委員会が指定ランク等を決定する際の内部資料とする。

(5) 審査結果表：様式3

評価項目別総合評価表に基づき、審査委員会での協議により審査結果表を作成し、決定した指定ランク等と共に市長に答申する。この審査結果表は非公開とする。ただし、国立市情報公開条例に基づき開示請求があった場合には、企業固有の情報等を除き開示する。

Ⅲ. 指定ランク

指定企業及び指定企業誘致協力者のランクは、国立市企業誘致促進条例施行規則第4条別表第2及び第3により以下のとおりとする。

別表第2（指定企業のランク）

審査基準 ランク	優性	平均評価点
特A	全て大変優れている	95点以上
A	概ね大変優れている	85点以上、95点未満
B	全て優れている	65点以上、85点未満
C	概ね優れている	55点以上、65点未満
D	一部優れている	50点以上、55点未満
E	指定せず	50点未満

別表3（指定企業誘致協力者のランク）

ランク	賃貸先の指定企業の指定ランク
特A	特A
A	A
B	B
C	C
D	D
E	E

Ⅳ. 総合審査誘致企業審査委員会

審査委員会からの答申（審査結果）に基づき、企業誘致推進本部で指定の可否及び指定ランク等を決定し指定企業申請者に通知する。

Ⅴ. 指定企業の公表

市長は指定企業を決定した場合には、市報やホームページにより事業者名や所在地などを公表する。ただし、指定ランクについては申請者以外非公開とする。